

令和7年度 第1回 役員会

1. 日 時 令和7年7月5日(土)

午前10時30分~

2. 場 所 長崎女子短期大学 1号館2F 会議室

3. 出 席 者 会長・副会長 5名 (内 欠席1名)

監 事 2名

学 外 理 事 6名 (内 欠席3名)

短大在籍理事 2名

幼稚園在籍理事 6名 (内 欠席2名)

本部在籍理事 1名

幹事 11名

4. 議 題 (1) 令和6年度 事業報告および決算報告について

(2) 令和7年度 事業計画案および予算案について

(3) 弥生祭について

(4) 入会記念品および同窓会特別奨学金制度について

(5) 令和8年度 同窓会(総会)の開催について

(6) その他

(1) 令和6年度 事業報告について

第1回 理事会 6月29日（土）

第1回 役員会 中止

同窓弥生会特別奨学金 授与式 10月15日（火）

弥生祭バザー 10月26日（土）

新幹事との顔合わせ 令和7年1月28日（火）

弥生会入会式

※ 卒業式当日、入会しおりと記念品を配布

令和6年度 収支決算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	当初予算額	決算額	増減	備考
会費	648,000	648,000	0	@4,000×108
雑収入	5,000	15,494	△ 10,494	預金利息・弥生祭バザー他売上
前年度繰越金	6,199,025	6,199,025	0	
合計	6,852,025	6,862,519	△ 10,494	

支出の部

項目	当初予算額	決算額	増減	備考
事業費	150,000	113,765	36,235	
弥生祭運営費		14,490		弥生祭経費
入会記念品		99,275		入会記念品・振込料
会議費	100,000	67,363	32,637	理事会・新クラス幹事顔合せ会経費 他
通信費	10,000	2,520	7,480	切手代
慶弔費	100,000	102,293	△ 2,293	退任記念品料、記念品 他
事務費	10,000	6,244	3,756	同窓会室清掃謝礼 他
同窓弥生会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予備費	200,000	0	200,000	
計	770,000	492,185	277,815	
次年度繰越金	6,082,025	6,370,334	△ 288,309	定期預金 5,656,802円 (4件) 普通預金 713,532
合計	6,852,025	6,862,519	△ 10,494	

令和7年7月1日

上記の通り報告致します

会計

溝口恵津子



上記の通り相違ないことを認めます

監事

沢田 美緒



監事

小川 貴子



(2) 令和7年度 事業計画について

第1回 理事会 7月 5日(土)

第1回 役員会 7月 5日(土)

同窓会特別奨学金 授与式 10月予定

弥生祭バザー 10月25日(土)

新幹事との顔合わせ 令和8年 1月

第2回 理事会 未定

第2回 役員会 未定

弥生会入会式

※ 卒業式当日、入会しおりと記念品を配布

同窓会準備委員会 隨時

※弥生祭当番幹事

4・9・14・19・24・29・34・39・44・49・54・58回生

※同窓会準備委員

1・6・11・16・21・26・31・36・41・46・51~58回生

令和7年度 収支予算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会 費	660,000	648,000	12,000	@6,000×110
雑 収 入	5,000	5,000	0	預金利息・バザー収益金 他
前年度繰越金	6,370,334	6,199,025	171,309	
合 計	7,035,334	6,852,025	183,309	

支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	150,000	150,000	0	弥生祭経費 他
会 議 費	100,000	100,000	0	会議経費 他
通 信 費	10,000	10,000	0	
慶弔 費	100,000	100,000	0	
事 務 費	10,000	10,000	0	
同窓会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予 備 費	200,000	200,000	0	
計	770,000	770,000	0	
次年度繰越金	6,265,334	6,082,025	183,309	
合 計	7,035,334	6,852,025	183,309	

(3) 弥生祭について

〈R6年度 弥生祭の気付き・反省〉

★弥生祭は、10月26日（土）に開催された。

★同窓会からは、喫茶・休憩コーナーとして、コーヒーとジュース（お菓子付）を100円で提供した。
バザー、手作り雑貨の販売も行ったが、純利益は少額であった。

★今回も学園祭の全体的な客足は少なかったように思えた。

★短大自体の学園祭に対する意欲が低く、全体的な盛り上がり、若者
のにぎやかさがないように感じた。

★今年も学生が自由参加との由、同窓会として、出店する意味がある
のかどうかを検討する必要があるように思えた。

〈R7年度 弥生祭について〉

開催日：令和7年10月25日（土）

前日の10月24日（金）に準備作業

内 容：喫茶・休憩コーナー

テーブル席を設置

飲み物（コーヒー・ジュース）100円で提供 ※お菓子付

バザー（新品に限る）・手作り雑貨等の販売ブースなど

同窓会役員名簿

令和7年度

役職	氏名	回生	就任	備考
会長	森本 萬里子	1K	S49	
副会長	高井 悅子	13Y	H25	監事 (H4 ~H24年度)
	浅原 麻衣	43F	R1	学外理事 (H25 ~H30年度)
	安藤 邦子	7S	H25	監事 (S49~H16年度) 副会長 (H17~H24年度) 顧問 (H25~R4年度)
	江崎 美香	18L	R5	学外理事 (R1 ~R4年度)
監事	池田 美保	8H	H25	学内理事 (S50~S59年度) 学外理事 (H22~H24年度)
	小川 貴子	22Y	R5	
学外理事	中嶋 浜子	13Y	H17	
	佐藤 光子	1K	H20	
	羽生 純子	12Y	H25	
	樺澤 智美	13Y	H25	
	船原 智恵	29S	R1	
	山下 慶子	9S	R5	監事 (H19 ~R4年度)

役職	氏名	回生	就任	備考
学内理事	石橋 花琳	53S	R4	短大
	森 恵美	33L	R6	〃
	徳田 圭子	32Y	H11	幼稚園
	安西 香奈美	36Y	R7	〃
	山崎 七星	49Y	R7	〃
	宮崎 和泉	51Y	H30	〃
	福田 華奈子	51Y	H30	〃
	吉名 聖良	53Y	R7	〃
	溝口 恵津子	18L	S61	本部

学外理事 高尾 智子 14Y H22 令和6年度をもって退任

同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は長崎女子短期大学同窓会（通称弥生会）と称する。
第2条 本会は会員相互の交誼を温めるとともに、母校並びに鶴鳴学園の発展に、側面から協力することを目的とする。

第2章 会員

- 第3条 本会の事務局は、同大学内に置く。
第4条 本会は次の会員で組織する。
(1) 正会員 鶴鳴女子短期大学及び長崎女子短期大学の卒業生
(2) 準会員 長崎女子短期大学の在学生
(3) 特別会員 旧職員及び現職員

第3章 事業

- 第5条 本会は、次の事業を行う。
(1) 同窓会・総会を開き会員の連絡、懇親を深めること。
(2) 会員の結婚、死亡、災害等に当り、祝弔意を表すこと。
(3) その他、必要に応じ、母校及び在学生を援助すること。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 理事 若干名
(4) 幹事 各クラスより 2~3名
(5) 監事 2名
(6) 顧問 若干名
- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
(3) 理事は、本会の重要事項を審議し、会の円滑なる運営化を図る。
(4) 幹事は、直接、会の運営に当る。即ち諸般の事務処理や会員の連絡等を行う。
(5) 監事は、各年度の会計を監査する。
(6) 顧問は、会務の助言にあたる。
- 第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
(1) 会長、副会長は、会員の総意により選出する。
(2) 理事は、会員の中から選出された卒業生及び学園に勤務する卒業生で構成する。
(3) 幹事は、各クラスより 2~3名ずつ選出する。
(4) 監事は、会員の総意により選出する。
(5) 顧問は、特別会員及び、会員の中から役員会で選出し、会長より委嘱する。
- 第9条 地方在住会員により支部を設ける。

- (1) 支部長は役員会で選出し会長より任命する。
(2) 支部については別にこれを定める。
- 第10条 役員の任期は、3ヶ年とする。但し、重任を妨げない。(但し、幹事を省く)
第11条 役員に欠員を生じたときは、理事会で依頼し、補充することができる。(但し、幹事を省く)

第5章 会議

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。
- (1) 総会は、正会員をもって構成する。ただし、必要に応じて役員会を総会に代えることができる。
 - (2) 役員会は、会長、副会長、理事、幹事、監事をもって構成する。
 - (3) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
 - (4) 顧問は要請があれば、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第13条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第6章 会費

- 第14条 本会の経費は、会費をもって当てる。
- 第15条 (1) 会員は、会費として在学中、6,000円を納入するものとする。
(2) 中途退学者については、納入した会費は返金しない。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会の予算、決算は、役員会の決議を経ることを要する。
- 第18条 本会の財産は、学内に保管し、なるべく現金は、預貯金としておく。

第7章 会則の改正

- 第19条 本会則の改正は、会員の発議をうけて役員会で審議し、総会で承認をうけて行う。

第8章 補則

- 第20条 本会には、次の帳簿を備えることが必要であり、会員の要望があれば公開閲覧させるべきものとする。
- (1) 会則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 会議録
 - (5) 事業記録
 - (6) 会計簿
 - (7) 予算及び決算書類

- 第21条 本会則は昭和49年11月25日実施

一部改正	第6条・第15条	昭和55年5月
//	第9条	昭和58年6月
//	第8条・第15条	昭和61年9月
//	第6条・第8条	平成13年6月
//	第5条	平成16年10月
//	第8条・第12条・第13条	平成19年10月
//	第8条・第9条・第10条・第11条・第19条	平成25年6月
//	第5条・第15条	令和5年7月